

事 務 連 絡
平成 25 年 8 月 30 日

一般社団法人全国建設業協会常務理事 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課建設安全対策室
主任技術審査官
(契印省略)

解体用機械等に対する規制に関する問答について（追加・修正版）
(労働安全衛生規則等の改正関係問答)

平素より労働安全行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 58 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 84 号）を公布するとともに、安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成 25 年厚生労働省告示第 141 号）及び車両系建設機械の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第 167 条の自主検査に係るもの）（平成 25 年 7 月 1 日付け自主検査指針公示第 19 号）を公示し、平成 25 年 7 月 1 日より一部を除き施行しています。

これらの省令等の施行に当たって、平成 25 年 7 月 12 日付け本職事務連絡をもって都道府県労働局安全主務課長あて標記問答を参考資料として示していたところですが、その後の問合せへの対応状況等を踏まえ、今般、別添のとおり追加・修正版を作成したところです。

つきましては、その内容を了知いただくとともに、会員への周知啓発を図ってくださいようお願いいたします。